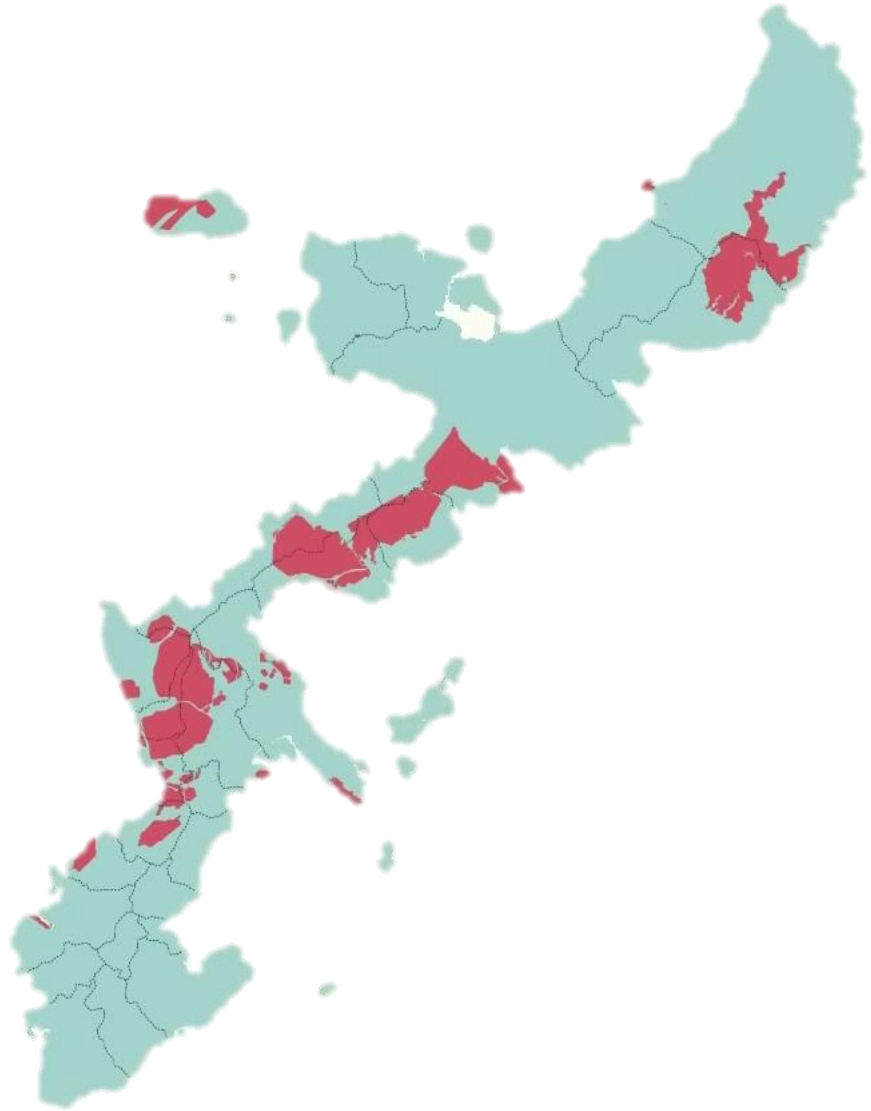


沖縄辺野古新基地建設への代執行をめぐって

LIN-Net シンポジウム特別報告

沖縄の米軍専用施設面積



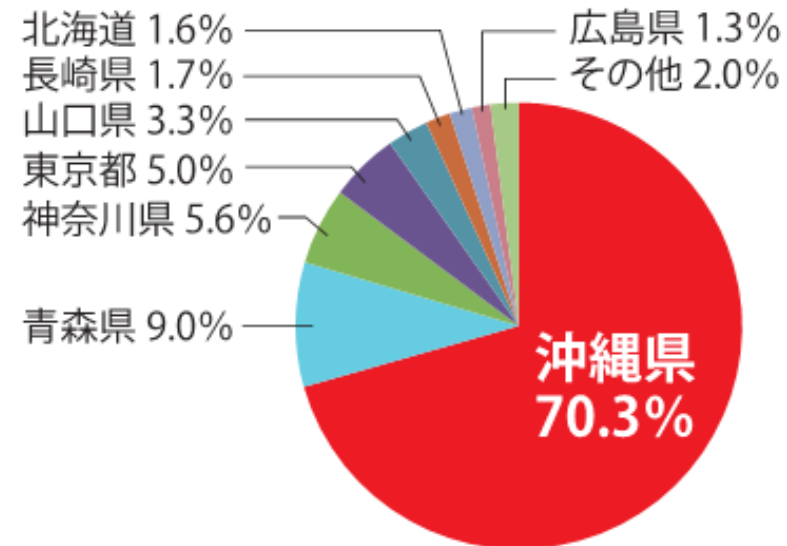
米軍専用施設面積

18,483 ha \doteq

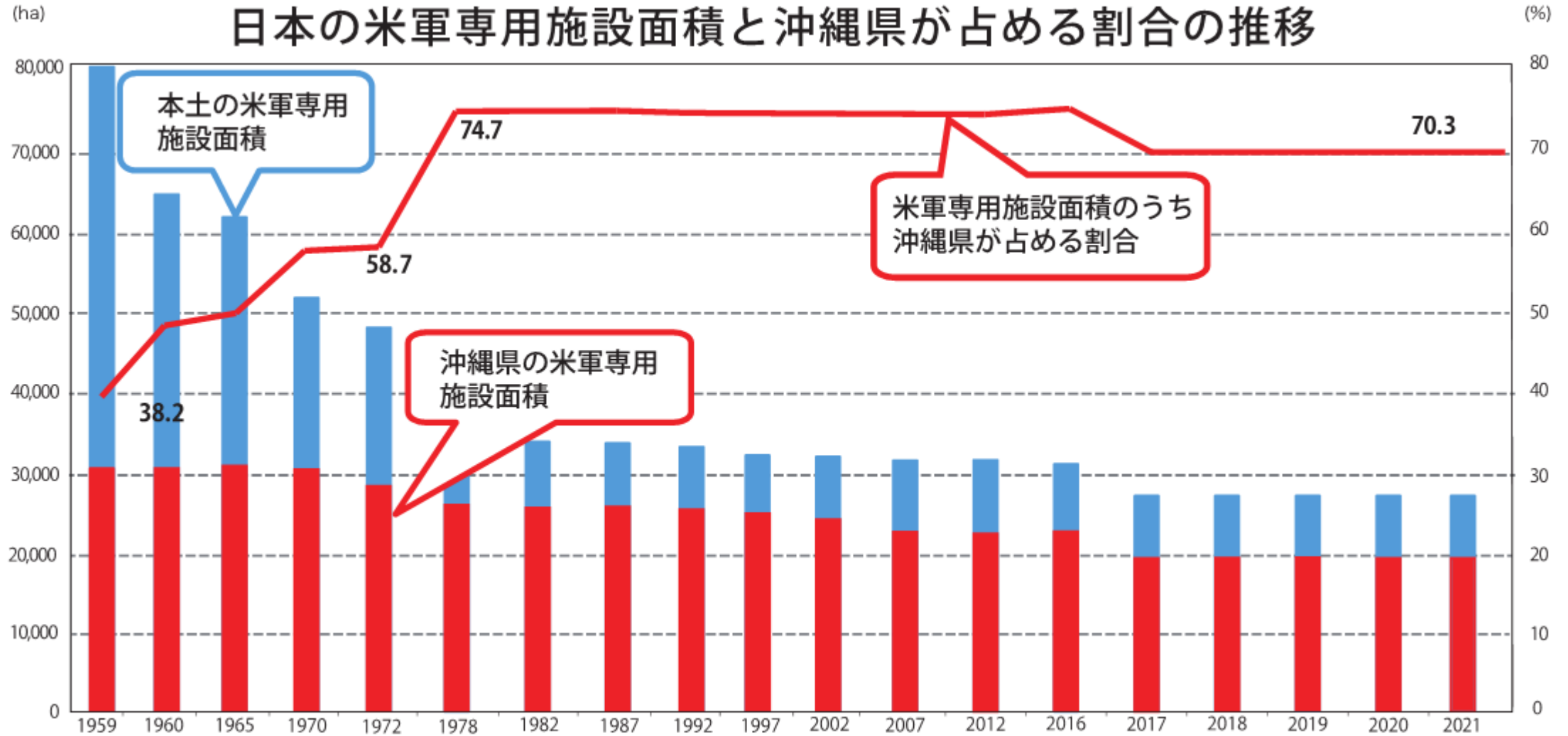


13区計18,701 ha

米軍専用施設面積の負担割合 (全国計を100%としたときの割合)

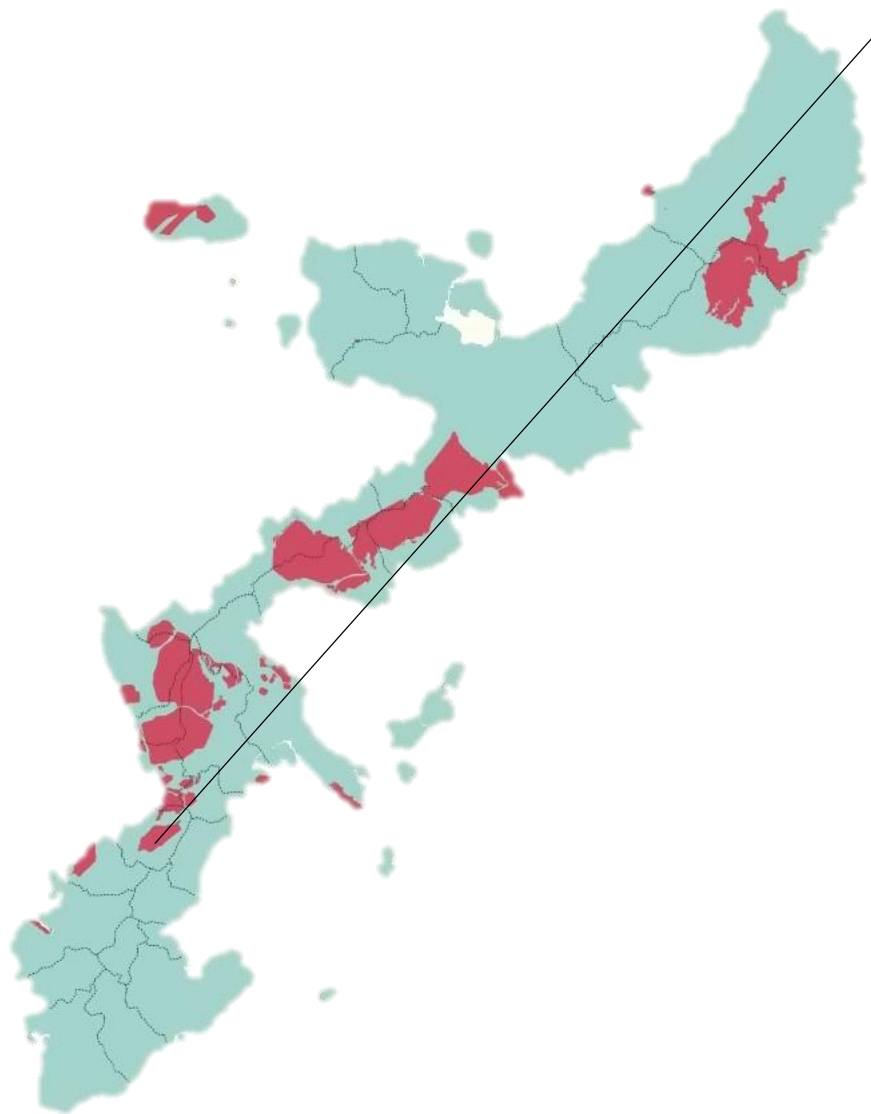


米軍専用施設面積の割合推移



普天間飛行場

所在 沖縄県宜野湾（ぎのわん）市
面積 4,806㎡
管理部隊 海兵隊太平洋基地司令部



普天間第二小学校部品落下事故（2017年）



出典 宜野湾市基地政策部基地渉外課「普天間飛行場に関するパンフレット」



沖縄国際大学ヘリコプター墜落事故（2004年）



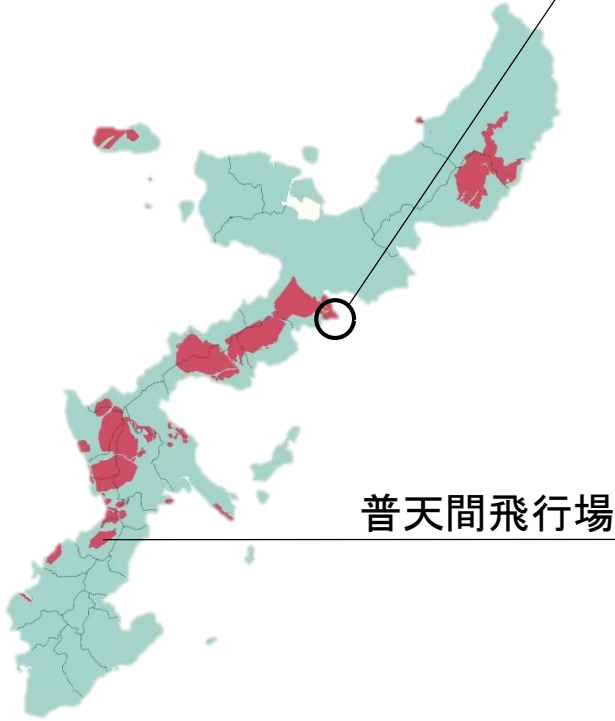
出典 宜野湾市HP「宜野湾市消防、秘書広報課撮影写真」



名護市辺野古・大浦湾

普天間飛行場

政府が進める移設計画（国の代執行による埋立変更承認処分前の計画図）



普天間飛行場

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票（2019年）

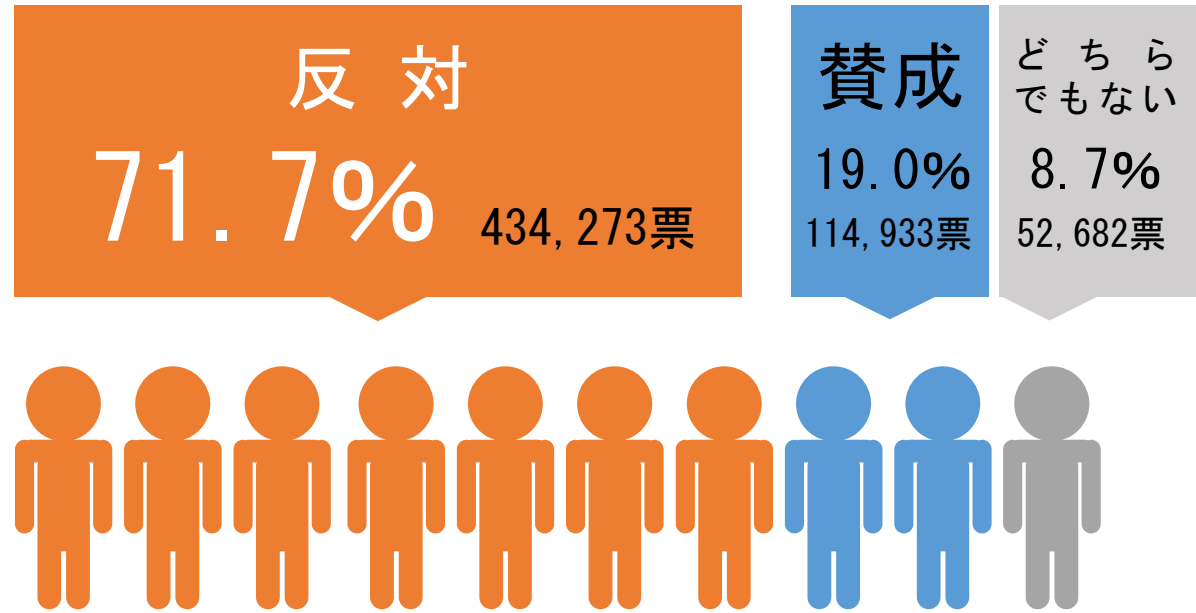
あなたの思いを投票へ

2019

2.24

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う

県民投票



投票総数 **605,385票** (投票率52.48%)





提供 琉球新報社



提供 琉球新報社

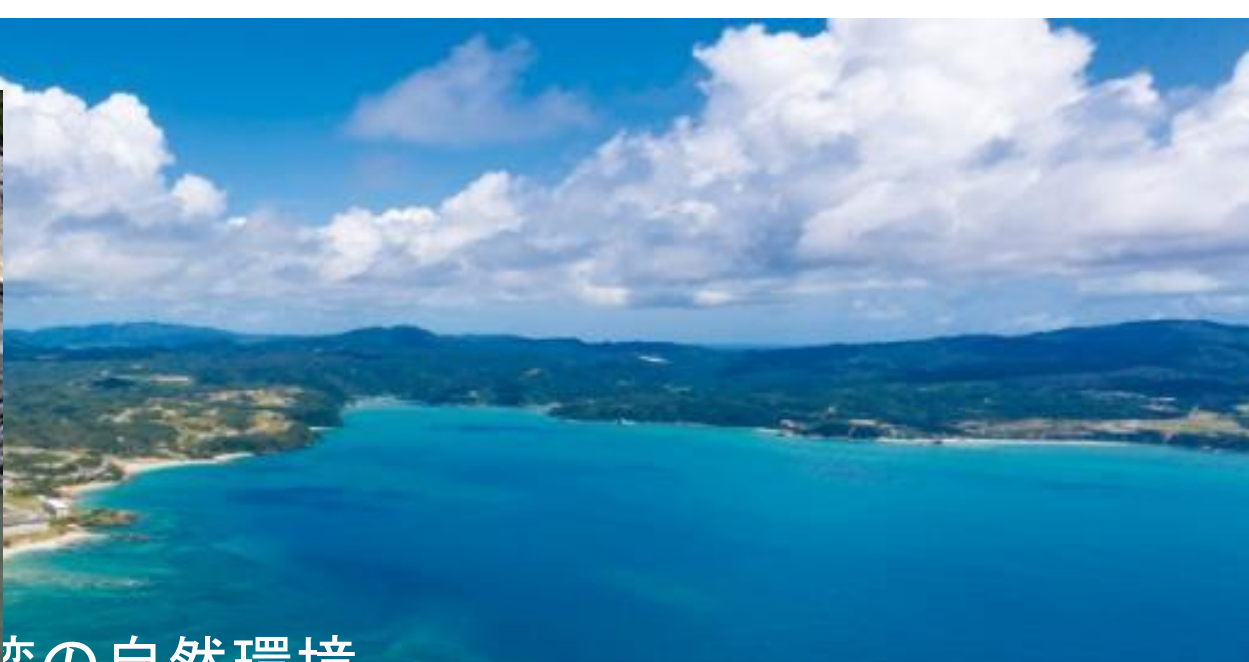
辺野古・大浦湾の自然環境

次世代に引き継いでいかなければならない私たちのかけがいのない貴重な財産



提供 琉球新報社

提供 琉球新報社



辺野古・八重湾の自然環境

次世代に引き継いでいかなければならない私たちの

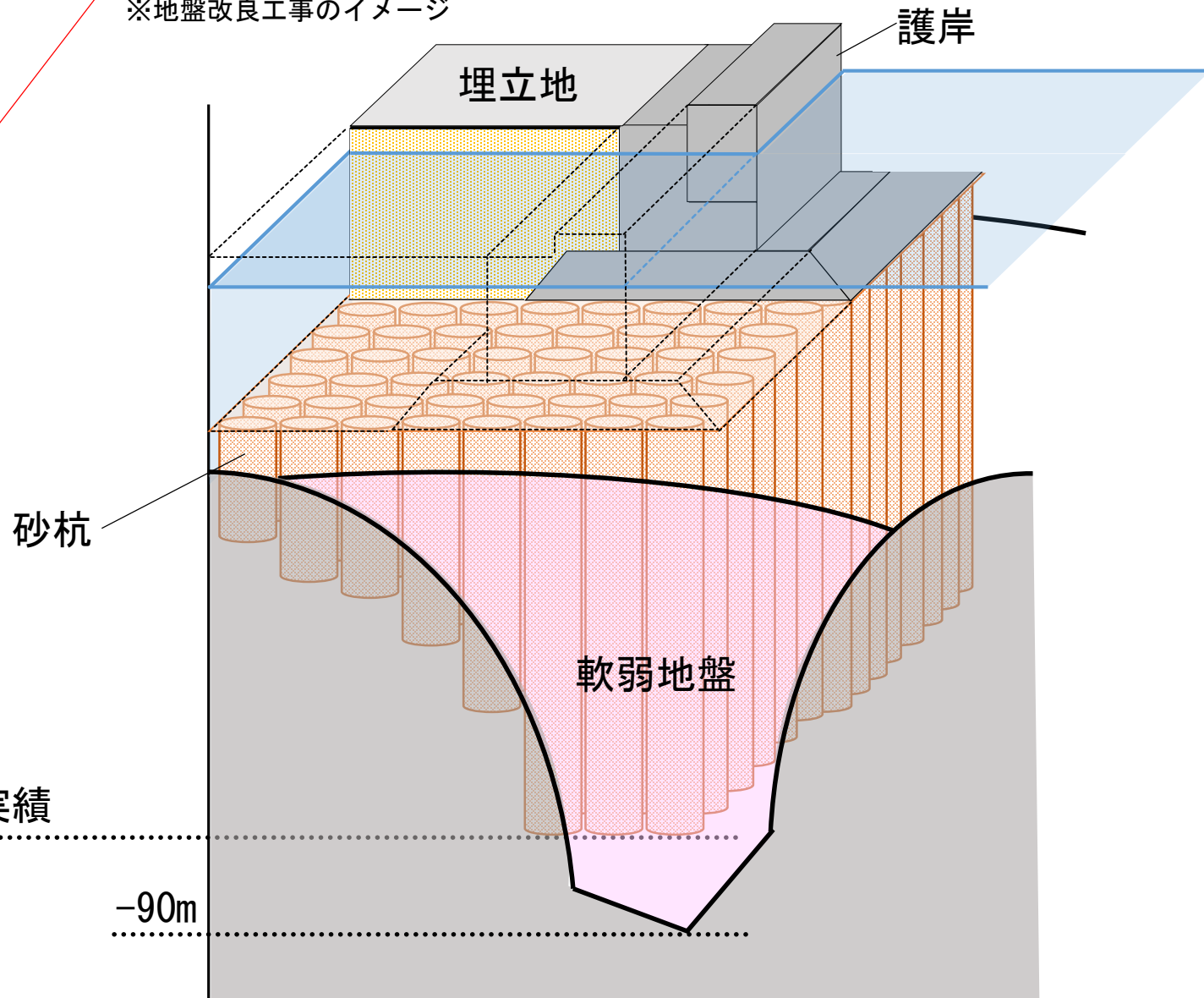


出典 沖縄防衛局総務部報道室
「沖縄防衛局広報はいさい第197号」(令和6(2024)年2月撮影)



軟弱地盤の存在 (図中の赤線枠はおおよその範囲を示す)

※地盤改良工事のイメージ



埋立変更不承認処分をめぐる争訟

- 令和2年4月21日 防衛省沖縄防衛局が、沖縄県に対し、埋立変更承認申請を提出
- 令和3年11月25日 沖縄県が、公有水面埋立法に基づき不承認処分（法定受託事務）
- ・ 軟弱地盤が海拔90m近く存在するとされるB-27地点の力学的試験を実施していないことから災害防止対策が不十分であること
 - ・ ジュゴンの調査方法等の環境保全対策が不十分であること など
- 12月7日 沖縄防衛局が、行政不服審査法に基づき、国土交通大臣に対して審査請求
- 令和4年4月8日 国土交通大臣が、行政不服審査法に基づき、不承認処分を取り消す裁決
- 4月28日 国土交通大臣が、地方自治法に基づき、沖縄県に対して承認するよう是正の指示
- 8月12日 沖縄県が、地方自治法に基づき、裁決の取消しを求めて関与取消訴訟を提起
- 8月24日 沖縄県が、地方自治法に基づき、是正の指示の取消しを求めて関与取消訴訟を提起
- 令和5年8月24日 最高裁判所が、裁決に係る訴訟について、沖縄県の上告受理申立てを不受理決定（沖縄県敗訴）
- 9月4日 最高裁判所が、是正の指示に係る訴訟について、是正の指示は適法との判決（沖縄県敗訴）
- 10月5日 国土交通大臣が、地方自治法に基づき、代執行訴訟を提起
- 10月30日 代執行訴訟の口頭弁論（知事による意見陳述）
- 12月20日 福岡高等裁判所那覇支部が、代執行訴訟について、沖縄県に対して3日以内に承認するよう命じる判決
- 12月28日 国土交通大臣が、沖縄県知事に代わって埋立変更承認処分（代執行）
- 令和6年1月10日 沖縄防衛局が、大浦湾側の埋立工事（海上ヤード）に着手
- 2月29日 最高裁判所が、代執行訴訟について、沖縄県の上告受理申立てを不受理決定（沖縄県敗訴）

埋立変更不承認処分をめぐる争訟

令和5年10月30日 口頭弁論（知事による意見陳述）

代執行の要件① 知事の法定受託事務の処理が**法令の規定に違反**又は執行を怠っていること（弁護士陳述）

県の主張 知事の事務処理が公有水面埋立法の規定に違反していることを主張立証しなければならないが、国は主張立証していないこと など

代執行の要件② **代執行に係る措置以外の方法**によって事務処理の是正を図ることが困難であること

県の主張1 紛争を解決するための基本的な方法としての対話をせずに代執行をすることが認められないこと

県の主張2 普天間飛行場の危険性の除去等を解決する方策として「辺野古が唯一」とすることには必要性合理性がないこと

代執行の要件③ 事務処理を放置することにより**著しく公益を害する**ことが明らかであること

県の主張 辺野古新基地建設に反対する多くの県民の民意が「公益」とされなければならないこと



沖繩県